

新庁舎建設の経緯について

年度	内容
昭和40年度 (1965年)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の本庁舎を建設
昭和61年度 (1986年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は庁舎建設計画プロジェクトチームを設置し、老朽化、狭あい化、分散化している庁舎を「時代に対応した庁舎として整備を進める」ことを課題として捉え、建設候補地を検討。現在地での建設を結論としたが、用途地域変更、消防署出張所の移転、本庁舎4階の改築等の等の諸課題の解決が必要と報告
昭和62年度 (1987年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、武蔵小金井駅南口再開発事業調査の中で公共施設の立地を含めて庁舎の位置を検討。庁舎の位置として、シビックゾーンとして現在の第二庁舎を含む位置を検討したが、土地所有者に売買又は賃貸の意思がなく、検討を中断
昭和63年度 (1988年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第二庁舎を含む位置の土地所有者から市に、「庁舎用ビルを建設し、市に賃貸してもよい」との意向が示され、土地信託により信託銀行が庁舎用ビルの建設、賃貸契約等を行うこととなる。 ・市は、当該地へ庁舎ビルを建設することの前提となる「用途地域の変更」と「公共施設の再配置による地区計画の指定」について、東京都の理解を得て手続を実施
平成元年度 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> ・信託銀行との折衝による賃借条件が市議会全員協議会で明らかになる。(賃貸料は坪当たり9千円台とし、3年ごとに改定する。敷金は15億円とし、賃貸借契約期間は30年間一括借上げとする。) ・市は、「武蔵小金井駅南口地区地区計画」を都市計画決定 ・第4回市議会定例会で「リース庁舎計画の白紙撤回を求める請願書」が採択されたため、市は検討を中断
平成3年度 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇の目ミシン工業(株)の土地の処分問題が立ち上がり、当該地の取得についての請願、陳情が市議会に提出され、全会一致で採択される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、新庁舎整備に係る条件整備などで建設までに10年の期間が必要と判断。その間の仮庁舎利用として、現在の第二庁舎の賃貸借期間を10年間とする覚書を締結 ・蛇の目ミシン工業(株)の土地を小金井市土地開発公社が取得
平成4年度 (1992年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、蛇の目ミシン工場跡地を公共公益施設建設用地（後に庁舎建設予定地とした。）として小金井市土地開発公社から引き取る売買契約を締結
平成5年度 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、新庁舎建設のためには、周辺の道路整備、庁舎建設予定地の高度利用、建設のための資金問題の3つの条件整備が前提となり、10年近くを要することについて市報に掲載 ・市は第二庁舎の建物賃貸借計画（10年間）を締結し、第二庁舎で業務を開始
平成11年度 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工場跡地）への庁舎建設について、庁舎建設基金不足や蛇の目ミシン工場跡地購入の多額の償還残額等の問題から早期に建設することが困難と判断 ・市は、庁舎の取得と武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業を推進するため、当該再開発地区での庁舎の整備を含めた市の方針（案）を作成
平成12年度 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会において「リース庁舎の早期解消等を求める陳情書」を賛成多数で採択 ・市議会において「リース庁舎をやめ、買収した「ジャノメ跡地」に市役所を建設することを求める陳情書」を賛成少数で不採択 ・市は「武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針」を決定
平成13年度 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会において「武蔵小金井駅南口再開発第2地区庁舎建設案の撤回と、市民が納得できる新庁舎計画を求める決議」を賛成多数で可決 ・市議会において「議会の多数意思を無視し武蔵小金井南口再開発事業予定地（第2地区）への庁舎建設計画を強行する稲葉市長の責任を問うとともに、同計画の即時撤回を求める決議」を

	賛成多数で可決
平成15年度 (2003年)	・市は第二庁舎の賃貸借契約を延長（5年間）
平成18年度 (2006年)	・市は庁内に小金井市焼却施設問題等検討委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設候補地について検討 ・市は建設候補地を蛇の目ミシン跡地及び二枚橋焼却場用地として選定し、国分寺市に提示。国分寺市長と燃やすごみの広域支援について覚書（その2）を締結
平成19年度 (2007年)	・市は新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮問
平成20年度 (2008年)	・市は第二庁舎の賃貸借契約を延長（5年間） ・新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会は、新ごみ処理施設の建設場所について「二枚橋焼却場用地」を答申 ・「小金井市の市役所建設場所を選ぶ住民投票条例」の制定を求める地方自治法の規定による直接請求が提起され、市議会臨時会で否決
平成21年度 (2009年)	・市は新庁舎建設検討委員会（庁内）を発足し、新庁舎建設基本構想（素案）を策定 ・市は、公募市民19人を含めた27人で構成される新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会を設置。新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会は、新庁舎建設基本構想案（新庁舎の建設場所を含む。）の策定について市長から諮問を受け、検討を開始
平成22年度 (2010年)	・新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会は、小金井市新庁舎建設に関する市民1万人アンケート調査を実施 【参考】 市民1万人アンケート調査結果より ・蛇の目ミシン工場跡地について、「新庁舎建設用地として購入したのだから、当地に新庁舎を建設した方が良い」との回答62.6%、「他の場所で新庁舎を建てる経費に充てるためには、売却を考えても良い」との回答16.1%

	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小金井駅南口の再開発第2地区に新庁舎を建設する案について、「再開発第2地区を新庁舎建設の候補地として検討した方が良い」との回答10.9%、「再開発第2地区は新庁舎建設の候補地としない方が良い」との回答66.8% ・新庁舎建設基本構想策定市民検討委員会は、素案をたたき台として、小金井市新庁舎建設に関する市民1万人アンケート調査結果及び市民フォーラムでの意見を参考に、「新庁舎建設基本構想案」を答申 ・市は答申を受け、「新庁舎建設基本構想」を策定し、蛇の目ミシン工場跡地を庁舎建設予定地に選定
平成23年度 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、公募市民7人を含めた16人で構成される新庁舎建設基本計画市民検討委員会を設置。新庁舎建設基本計画市民検討委員会は、新庁舎建設基本計画案の策定について市長から諮問を受け、検討を開始
平成24年度 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設基本計画市民検討委員会は、新庁舎に導入する機能、整備方針、敷地条件等について検討を重ね、パブリックコメント及び市民フォーラムでの意見を参考に「新庁舎建設基本計画案」を答申 ・市は、答申を受け「新庁舎建設基本計画」を策定
平成26年度 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、新庁舎建設事業の凍結及び第二庁舎の取得を決定 ・市は、市議会議長からの議案撤回の進言を重く受け止め、「新庁舎建設事業の凍結及び第二庁舎の取得に係る提案並びに関連する補正予算」については、改めて内容を精査する必要が生じたため、現段階での提案を撤回
平成27年度 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、本庁舎の耐震診断を実施し、一部指摘を受ける。 ・市は、新庁舎建設において、本庁舎、第二庁舎、福祉会館、図書館、前原暫定集会施設、本町暫定庁舎を複合化することの検証を行う「6施設複合化プロジェクトチーム」を設置
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市長報告において「6施設複合化プロジェクトチームの検討結

<p>(2016年)</p>	<p>果等を踏まえ、ゼロベースで見直すこと」を市議会に報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会において「新福祉会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決 ・市長報告において「新庁舎と新福祉会館を平成33年度までに竣工すること等を新たな方針として位置付けることを市議会に報告 ・市長報告において「新福祉会館の建設場所については、庁舎建設予定地が最も有力な候補地であること、庁舎建設に向けて新庁舎等建設計画調査を実施すること」を市議会に報告し、長期財政見通しを提示 ・平成29年第1回市議会定例会において、庁舎等執務環境調査及び新庁舎等建設計画調査の実施に係る予算案を可決（平成29年度当初予算）
<p>平成29年度 (2017年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、(仮称)新福祉会館建設市民検討委員会の議論を踏まえ、新福祉会館の建設場所を庁舎建設予定地とする行政決定 ・市は庁舎等執務環境調査を実施し、新庁舎の適正規模（12,665㎡）を算出 ・市は新福祉会館建設基本計画を策定 ・市は複合施設として整備する施設配置（Cre-2）を決定の上、平成33年度末竣工に向けた工程、長期財政見通しを示し、平成30年3月に市議会全員協議会で報告
<p>平成30年度 (2018年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、補正予算（第1回）に平成33年度の竣工を目指し、デザインビルド方式を前提とした基本設計、コンストラクション・マネジメント（以下「CM業務」という。）に係る委託料等の経費を計上し、市議会において可決 ・市議会において平成30年度小金井市一般会計補正予算（第1回）に対する附帯決議を可決 <p>同決議の要旨・解釈は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①契約等発注方式を従来方式に改めること。 ②市議会と複合施設に係る基本方針について合意形成を図る

	<p>こと。</p> <p>③清掃関連施設の暫定移設について改めて検討すること。</p> <p>④財政計画を精査すること。</p> <p>⑤市長公約の変遷を含めて市民に対して説明責任を果たすこと。</p> <p>⑥基本設計事業者選考委員会の委員構成を改めること。</p> <p>⑦建設事業管理に係るノウハウを蓄積するため、外部人材の登用を含めた庁内体制の強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算（第4回）において、清掃関連施設の暫定移設を行わないことや（仮称）新福祉会館の先行竣工の影響等を調査するための建設計画調査（追加調査）に係る予算案を市議会において可決 ・市は建設計画調査（追加調査）において、施設配置の見直しと発注方式の見直し（設計・施工分離発注方式）を行った。 ・市は、建設計画調査（追加調査）結果等を踏まえ、12月に新庁舎・（仮称）新福祉会館複合化整備方針を策定 ・市はCM業務の公募型プロポーザルを実施し、明豊ファイナリティワークスを候補者として選考し、同社と平成30年12月にCM業務委託契約を締結 ・市は、学識経験者及び市職員で構成する基本設計者選考等委員会を設置し、公募型プロポーザルを実施。プロポーザルには5者が参加し、一次審査（書類選考）、2次審査（公開プレゼンテーション）の結果、株式会社佐藤総合計画を候補者として選考し、同社と平成31年3月基本設計業務委託契約を締結
<p>令和元年度 （平成31年度、 2019年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回定例会の全員協議会において、市は、設計者からの技術提案書における施設配置の考え方を基本に基本設計を進めることを提示 ・第3回市議会定例会において、新庁舎を免震構造とし、（仮称）新福祉会館を耐震構造とすることについて市長報告 ・市は基本設計で、市議会との相互理解及び多くの市民参加を図

るため以下の取組を行った。

①市民活動スペースの使い方等をテーマにした市民ワークショップの開催

②高齢者団体、子育て団体及び障がい者団体を対象にしたユニバーサルデザインレビューの開催

③①及び②における意見、要望等を整理し、方向性を設計者に示すため、学識経験者、公募市民及び関係団体等で構成するこがねいミーティングの開催

④はがき付市報特集号等によるパブリックコメントの実施

※パブリックコメントには150人、395件の意見が寄せられた。

⑤市内5か所で市民説明会を開催

- ・令和2年第1回市議会定例会において、実施設計実施に係る予算案を可決（令和2年度当初予算）
- ・令和2年第1回市議会定例会において、パブリックコメントで特に多くの市民が求めている事項（構造計画、広場面積を広くすること）について善処すること、市議会複数会派からの申入れに対して真摯に向き合うこと、明確な財政見通しをもって進めるべきとする内容の「新庁舎及び（仮称）福祉会館建設の実施設計に関する決議」を可決
- ・市は、令和2年3月の基本設計委託事業者選考等委員会における設計レビュー講評をもって基本設計を完了。なお、決議を受け止め、パブリックコメントの検討結果の取扱いについては一時保留とした。

<p>令和2年度 (2020年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月の閉会中の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会において、市は、基本設計における構造計画の見直しは行わないこと、広場については幼児が遊べるような設えの検討を行うこと、敷地北西の広場面積を広くできるよう検討することを報告し、保留していたパブリックコメント検討結果を公表し、6月から実施設計に着手 ・ 第2回定例会において、「新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設に関して、慎重な検討を求める決議」を賛成多数で可決 ・ 11月の閉会中の庁舎及び福祉会館建設等調査特別委員会において、市は、令和元年6月の東京都浸水予想区域図の変更及び令和2年8月の市防災マップの改定に伴い、実施設計のスケジュール等に変更が生じることを報告 ・ 第4回市議会定例会において、「早急に見直した財政計画を示し、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設の財政的裏付けを明らかにすることを求める決議」を賛成多数で可決 ・ 令和3年市議会第1回定例会において、市防災マップの改定に伴う浸水対策等を講じるための補正予算案を可決。また、「新庁舎等建設予定地の浸水問題への一連の対応について西岡市長の責任を厳しく問う決議」及び「新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設についての財政的裏付けを早急に明らかにし、コストダウンの検討を求める決議」を賛成多数で可決
<p>令和3年度 (2021年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回市議会定例会において、「新型コロナウイルス感染症の下、市民生活に影響を与えない新庁舎等建設を求める決議」を賛成多数で可決 ・ 第3回市議会定例会において、「新型コロナウイルス感染症が社会経済状況や市財政に与える影響に鑑み、新庁舎等建設の見直しを求める決議」を賛成多数で可決 ・ 11月開催の全員協議会において、市は中期財政計画（案）及び新庁舎等建設の財源計画を提出

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回市議会定例会の基本構想審査特別委員会において、市は、建築確認申請は行わないこと、建設工事に係る予算は令和4年第1回定例会には提出しないことを報告 ・ 第4回市議会定例会において「新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設に関して、西岡市長に誠実な対応を求める決議」を賛成多数で可決 ・ 令和4年2月に市は実施設計完了（事実上中断状態に） ※実施設計図は作成済、工事費積算は完了、まちづくり条例準用手続は事前協議済（令和3年7月に宅地開発等審査会実施）で本申請前、構造方法等に係る国土交通大臣認定は令和3年10月21日付けで認定書受領済み、建築確認申請は事前相談段階 ・ 令和4年第1回市議会定例会において「設計や建設の時期を大胆に見直すことも含め、市議会と協議するための意見交換の場の設置に向けた検討を行う」と市長発言
<p>令和4年度 （2022年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5～10月、市長と市議会との意見交換の場として庁舎等建設に関する協議会を設置し、現在の実実施設計及び建設時期を見直すことなども含め協議を行ったが、前市長退任に伴い設置目的の達成には至らず、10回の協議を経て得られた意見は新市長の下改めて庁舎等建設の検討に活用することとし、終了
<p>令和5年度 （2023年）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月開催の全員協議会において、市は、事業を実施しても市財政の見通しは十分に成立するとの判断から、現設計を進めることを基本として、可能な限り早期実施を目指す「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について（案）」を報告 ・ 第2回市議会定例会において、市は実施設計再開の予算案を提出するが、再開に当たり検証を実施する予算を含めた議員提案による修正予算案を可決。また、「前例のない建築資材高騰の中、中断している新庁舎等建設の設計について、より多くの理解を得られるよう検証し、事態の打開を求める決議」を賛成多数で可決

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7～8月、市は、庁舎等建設に関する協議会の成果として、現設計の検証を実施するが、設計反映するだけのコスト削減効果があるものは見出せず。 ・ 第3回市議会定例会において、実施設計委託契約を令和6年度まで行うための補正予算案を可決 ・ 10月、市は設計者と契約締結し、実施設計再開 ・ 10～11月、市は事業中断以降の経過と再開方針を周知するため、市民説明会を開催 ・ 12月、市は、現設計の検証結果や市民説明会での意見等を踏まえ、「庁舎等複合施設建設事業の再開方針について」を作成 ・ 第4回市議会定例会において、再開方針を踏まえ、実施設計委託料を増額する補正予算案を可決
<p>令和6年度 (2024年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月、「小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例」の制定を求める地方自治法の規定による直接請求が提起され、市議会臨時会で否決 ※直接請求の有効署名総数3,584人。「小金井市の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設に関する住民投票条例」の内容は、新庁舎及び（仮称）新福祉会館の設計について、現行案に基づくものとするか、見直し案に基づくものとするか、市民による郵送投票を行うもの。 ・ 10月、市は実施計画において中期財政見通し及び新庁舎等建設の財源計画を提示 ・ 11月、民間確認検査機関から建築確認済証交付 ・ 第4回市議会定例会において、建設工事費を含む補正予算案及び「小金井市役所庁舎変更に関する条例の一部を改正する条例」を可決 ・ 12月、市は実施設計完了